平成２９年（フ）第２７２３号
大阪市城東区成育３丁目19番６－202号
破産者　上田　昭代
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４０号
大阪市東住吉区田辺３丁目７－５　ハイネス田辺1005号、開始決定時大阪市東住吉区田辺５丁目14番７号
破産者　藤田佳津郎
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０９号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番７－306号
破産者　伸永テクニカルこと　田嶋　清恭
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１号
大阪府河内長野市喜多町627番地の１　プレジオ喜多町205号
破産者　唯見　正明
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８６号
大阪府藤井寺市東藤井寺町５－11、住民票上の住所大阪府藤井寺市野中１丁目105番地の５
破産者　下別府美香
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
兵庫県尼崎市下坂部３－18－３－1103、住民票上の住所兵庫県尼崎市久々知１丁目12番12－213号
破産者　髙橋　智敦
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市潮江１丁目４番４－706号
破産者　前田　文男
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４号
奈良県吉野郡東吉野村大字中黒29番地
破産者　津川　幸雄
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
大阪市中央区東心斎橋１丁目８番11－308号、開始決定時の住所大分県別府市天満町10番33号
破産者　東　　梨麗
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
北海道余市郡余市町大川町９丁目31番地
破産者　菊地　健夫
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１１６号
秋田市土崎港中央４丁目４番48号
破産者　菊地惠津子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１号
群馬県前橋市鼻毛石町1679番地２
破産者　岩上　　弘
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
群馬県伊勢崎市喜多町43番地12
破産者　光山　慎一
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２１号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目31番７号　アーデン鶴ヶ峰103
破産者　橋本　利明
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５４号
横浜市港南区芹が谷３丁目34番５－604号
破産者　秦　　康隆
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２４号
新潟市西蒲区卯八郎受14番地１
破産者　西村　善雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
新潟市西区坂田791番地１
破産者　桑原　一夫
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２９号
兵庫県姫路市網干区北新在家107番地　ソレアードⅢ102号室、開始決定時の住所兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石壱番館407号
破産者　森長　　武
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
兵庫県明石市鳥羽1436番地の24、前住所神戸市西区岩岡町古郷2245番地の38
破産者　坂口　　茂
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係